

制服および服装について

<<制服に関する規定>>

- ・服装は質素、清潔、端正で高等学校の生徒として品位を保つにふさわしいものとする。
- ・制服は、学校指定の制服で式典時と普段時で着用する。
- ・式典とは、入学式・卒業式・始業式・終業式・始業の会・終業の会及び特別な式典をさす。
- ・4月、11～3月は、ブレザー・ネクタイ・リボンを正しく着用する。

1 式典時と普段時の制服を下記の表で示す。

制 服	式典時		普段時
	冬季	夏季	
ブレザー	○		季節に応じた制服を着用 ※セーターのみの着用で登下校することは認めない。
スラックス/スカート	○	○	
ネクタイ/リボン	○	○	
カッターシャツ長袖刺繍入り	○	○	
カッターシャツ半袖刺繍入り			
ポロシャツ長袖刺繍入り			
ポロシャツ半袖刺繍入り			
セーター刺繍入り	△		
ベスト	△		
紺ハイソックス刺繍入り	○	○	
紺ハイソックス			

△ブレザー着用で可

(注) 上記の制服に関して学校で指定されたもの以外は、着用を認めない。また、下記の事項を守る。

- (1) 腰パンは禁止する。
- (2) スカート丈は、膝の下から上限 10 cm までとする。(フロッキーマークまたは刺繍が見えるように着用する)
- (3) 普段時のソックスに関しては、ハイソックス(刺繍入り)を強制するものではないが、必ず紺のソックスであること。
- (4) 5～10月のネクタイ、リボン、普段時のベストの着用は、それを強制するものではない。

2 衣替え

特に衣替えの日を設定していないので寒暖を考慮して各自で判断して着用する。

3 頭 髪

頭髪は高校生らしく、さっぱりとした型とし、清潔におく。

- ・茶髪、パーマ、エクステ等はしない。
- ・男子については前髪を眉にかからないようにし、耳が見えるようにする。
- ・女子については前髪が眉にかからないようにする。

4 履き物

通学靴 高校生らしいもの。ファッション性の強いものや高価なものは避ける。

上 靴 学校指定のもの。

5 コート

落ち着いた色やデザインで、高校生にふさわしいものとする。

6 異 装

特別な事情がある場合、ホームルーム担任を通じて申し出れば、期限を付けて異装を認める。

7 その他

- ・化粧はしない。また大きなピンや飾りのあるヘアアクセサリは使用しない。
- ・カラーコンタクトレンズ、ピアス等装飾品は使用しない。
- ・手袋、マフラーは、落ち着いた色のものを着用し、ファッション性の強いものは避ける。
- ・カーディガン、指定外のベスト及びセーターは、いずれも着用を認めない。

自転車通学について

(1) 自転車通学の申し込み方法

自転車通学を希望する生徒は、自転車通学登録カードに必要事項を記入し、ホームルーム担任に提出する。本校で自転車通学をする場合は、自転車保険への加入が必要です。

(2) 登録ステッカー

自転車通学の生徒は、本校の名前入りの登録ステッカーを、自転車の泥よけ（後輪）の目立つところに貼ること。

(3) 自転車通学者に対する規制

- ・並進運転をしない。
- ・傘差し運転をしない。
- ・ハブステップを取り付けない。
- ・二人乗り運転をしない。
- ・指定された駐輪場に錠をかけておく。（チェーンロック、二重施錠が望ましい）
- ・ブレーキ、前照灯の整備を怠らない。
- ・携帯電話を使用したり、イヤホンをつけての運転をしない。
- ・道路の左側を通行し、路側帯も「道路左端のもの」しか通行できない。
- ・その他、交通法規をしっかりと守ること。

(4) 上記(2)(3)の項目について違反した場合は、自転車での登下校を禁止することもある。

(5) 自転車通学者への奨励

○オートライト付自転車の購入

暗くなったらセンサーがキャッチ、自動的に点灯するので安全性が高い。

○両側スタンドの装着

自転車の駐輪の安全性や駐輪スペースの問題で、できる限り両側スタンドの装置をお願いしたい。

学校生活で気を付けること

〈校内生活〉

(1) 登校

- ・予鈴の時刻（8時25分）までに登校し、速やかに教室に入ること。本鈴の時刻（8時30分）に入室していない場合は遅刻とする。
- ・登校後、放課までは校外に出ないこと。
- ・欠席、遅刻、忌引は、保護者の方から必ず電話連絡をお願いします。（7時45分～8時15分）
- ・遅刻した場合は生徒指導室で入室許可書を得てから教室に入ること。
- ・やむを得ず、保護者の車で送迎してもらう時は、正門、東門付近の道路では乗り降りしないこと。
（正門、東門付近が混雑して危険であり、他の車も迷惑しますので厳守すること。登校の際には指定の降車場所を利用すること。）

(2) 礼儀・挨拶

- ・学校内では、来校者はもちろんのこと、先生、生徒を問わずお互いに礼儀正しく挨拶をかわす。
- ・氏名を呼ばれたら、はっきり返事をする。正しい言葉遣いを心掛ける。
- ・職員室等に入室する時は、身だしなみを整えた後、ノックをし、「失礼します」と声を掛け入る。

(3) 貴重品等の管理

- ・登校したら、靴は、各クラスの靴箱の指定された場所に整頓して入れておく。(高価なものは通学用に使用しないようにする。)
- ・必要額以上の金銭や不要物を持ってこない。また、物品の貸借・贈答をしない。
- ・財布・携帯電話・電子手帳などの貴重品は、個人用貴重品ロッカーに入れ施錠して、各自の責任において管理する。特に携帯電話については、朝のSHR以降、帰りのSHRまで使用を禁止しており、盗難による個人情報の流出も心配されるので、この間、必ず貴重品ロッカーに入れ、使用しない。
- ・教科書・ノート・スリッパ・ネクタイ・リボンなどの持ち物には、すべて名前を記入し管理に留意する。特に、教科書等は紛失の原因になり、家庭学習が不十分になるので、教室に放置して帰らない。

(4) 公共物の扱いについて

- ・教室や校舎の美化・整頓につとめ、公共物を大切に扱う。特に、ガラスは壊れやすい物なので近くでふざけたり、暴れたりしない。なお、ガラス、壁などを破損した場合はすみやかにホームルーム担任へ申し出る。場合によっては修理費を負担してもらうことがある。

(5) 昼食等の購入について

- ・昼食はできるだけ弁当を持参する。ただし、昼食時に校内でパンなどの食事や飲み物を購入することができる。食事は昼休みのみ。教室でとること。飲み物は昼休みと放課後自販機で購入できる。

(6) 下校

- ・17時すぎに学校は施錠される。放送による帰宅の指示があった場合、すみやかに下校する。

〈校外生活〉

(1) 下校

- ・登校、下校の際には必要のない限り寄り道をしない。暗くなってからの下校時には、できるだけ複数で人通りの多い道路を通過して帰宅する。

(2) 外出・交通マナー・娯楽施設等

- ・友達同士互いが望ましい付き合い方をする。特に、他校生、異性間の交際には気をつける。
- ・交通ルール・マナーを守る。
- ・オートバイ・自動車については「免許をとらない・買わない・乗らない・乗せてもらわない」の四ない運動を守る。

(3) 不良行為等・アルバイトについて

- ・放置自転車であっても、持っていったり、使用したりしない。(刑法犯 占有離脱物横領の罪に問われる。)
- ・不健全な娯楽施設には立ち入らない。
- ・飲酒・喫煙をしない。また、他人に危害や迷惑をかけるような言動や暴力行為をしない。
- ・補導を受けたとき、事故が生じたときは、すみやかにホームルーム担任か学校へ連絡する。
- ・アルバイトは原則禁止である。

<<学校生活において届け出や許可を必要とする場合>>

(1) 身分証明書をなくした時

ホームルーム担任に届けて、生徒指導室で再発行してもらう。

(2) 家庭環境などに変化のあった時

ホームルーム担任を通し、生徒指導部に連絡する。

(生徒個人調査書の記入事項の住所・電話番号等)

(3) 自転車通学をしようとする時

ホームルーム担任を通し、自転車通学登録カードを提出し、登録ステッカーを自転車のうしろの泥よけに貼付する。

(4) 下宿しようとする時

生徒指導室にある所定の用紙に必要事項を記入し、ホームルーム担任を通し生徒指導室に願い出て、許可を得る。

(5) 都合により異装する時

ホームルーム担任に申し出て、生徒指導室にある所定の用紙に必要事項を記入し、許可を得る。

(6) 金銭・物品の遺失、拾得、盗難の時

ホームルーム担任と生徒指導部へ届け出る。

(校外の場合は、最寄りの交番に届ける。)

(7) 提示・広告・印刷物の発行や配布をしようとする時

生徒指導部に届け出て、事前に指導を受け、許可を得る。

(8) 暴行・脅迫・恐喝・押し売り等を受けた時

ホームルーム担任と生徒指導部へ届け出る。

(校外の場合は、最寄りの交番にも届ける。)

(9) 交通事故の被害者・加害者になった時

ホームルーム担任と生徒指導部へ届け出る。

(校外の場合は、最寄りの交番にも届ける。)

(10) 交通違反、その他のことで校外で指導を受けた時

本人と保護者が責任をもって、ホームルーム担任と生徒指導部へ届け出る。

(11) 始業より終業までの間に校外に出る時

生徒指導室にある所定の用紙に必要事項を記入し、ホームルーム担任か学年主任に許可を得る。

(12) 集金や寄付金等の行為をする時

ホームルーム担任と生徒指導部に届け出て、事前に指導を受け、許可を得る。